

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成23年(2011年)12月31日午後10時頃
- (2) 事故発生場所 中野区営住宅相手方居室
- (3) 事故発生状況 建物2階部分雑排水管のシャフト部分から漏水し、階下の相手方の居室にあった家具、衣類等に損害が生じた。

2 和解(示談)の要旨

区は、相手方が被った損害128,610円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解(示談)成立の日

平成24年(2012年)3月27日

4 区の賠償責任

本件事故は、区に管理責任がある区営住宅の設備の管理等が不十分だったことにより生じたものであり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した家具、衣類等の交換費用の128,610円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填された。

備考

事故後の対応について

- (1) 漏水箇所の補修を直ちに実施
- (2) 排水管の同様の箇所について順次点検を実施

【報告案件2】

1 事件の概要

- (1) 事件発生場所 中野区立福祉住宅管理人室
- (2) 事件発生状況 緊急通報システムの電気配線が管理人住居用の分電盤に

つながれており、共用部分として支払われるべき緊急通報システムの電気料金が相手方の電気料金に含まれて請求され支払われていた。

## 2 和解（示談）の要旨

区は、相手方が被った損害132,947円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

## 3 和解（示談）成立の日

平成24年（2012年）3月27日

## 4 区の賠償責任

本事件は、緊急通報システムの電気配線が誤って管理人住居用の分電盤につながっていたために発生したものであり、相手方が被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

## 5 損害賠償額

本事件による損害額は、緊急通報システムに係る電気料金の132,947円であり、区に全責任があることから、区の損害賠償額は損害額と同額である。

## 備考

事件後の対応について

- (1) 緊急通報システムの電気料金が、相手方に請求されることがないように支払いの方法を変更
- (2) 同様の施設において、共用部分の電気料金が管理人の自己負担分として支払われているケースがないことを確認